



平成 27 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社小僧寿し  
代表者名 代表取締役社長 磯村明彦  
( J A S D A Q コード 9 9 7 3 )  
問合せ先 取締役財務経理部長 片野裕之  
(電話番号 03-6226-4400)

### 調査委員会からの中間報告書の受領について

当社は、平成 27 年 10 月 2 日付「調査委員会設置に関するお知らせ」の開示においてお知らせしましたとおり、当社におきまして、不適切な会計処理が行われた可能性があることが判明し、事実関係の詳細および経緯などの調査を厳格に行うことを目的として、外部の専門家を含む「調査委員会」を平成 27 年 10 月 5 日に設置致しましたが、今般、調査委員会から、下記のとおり中間報告を受領致しましたのでお知らせ致します。

### 記

#### 1. 調査委員会の目的

当社は、平成 27 年 6 月度および 7 月度の月次処理の過程において、商品仕入高に異常な変動が認められたため、取引業者からの仕入金について調査を行ったところ、一部の取引業者との仕入取引において、同取引先より当社に出向していた者が架空取引による不適切な仕入高の計上および支払処理を行っていた可能性があり、その影響が平成 25 年 10 月から平成 27 年 5 月までの複数年に及んでいる事が判明しました。

調査委員会の目的は、今回の事象に対して、下記を行う事を目的としております。

- (1) 今回の事象に関する事実関係の調査
- (2) 本件の他に同様の事象が存在しないかの調査
- (3) 今回の事象により発生した損害額に関する会計処理方法の提言
- (4) 今回の事象が発生した要因と再発防止策の策定・提言
- (5) 関係者への責任追及、及び処分に関する提言

## 2. 中間報告書について

中間報告書の内容につきましては、添付「中間報告書」をご覧ください。

なお、中間報告書においては、概要、下記の事実認定、評価が記載されております。

### (1) 取引業者との仕入取引において行われた架空取引について

- 本件調査の結果、取引業者である B 社より当社に出向していた A 氏により、平成 25 年 10 月から平成 27 年 5 月までの期間において架空発注(以下「本件架空発注」という。)が行われていたと認められる。
- 本件架空発注によって、当社が発注や納品実績がないにも関わらず、B 社に対して 8276 万 1750 円(税込)の代金支払があったことが認められる。
- 本件架空発注の他に、同様の事象が存在するか否かの調査を行うため、その調査領域を下記の 3 領域に定めている。
  - 現システム正式稼働以降(平成 25 年 10 月から平成 27 年 6 月まで)の B 社との直送取引
  - B 社との仕入取引開始以降、現システム正式稼働前まで(平成 24 年 7 月から平成 25 年 9 月まで)の B 社との直送取引
  - 現システム正式稼働以降(平成 25 年 10 月から平成 27 年 6 月まで)の B 社とのセンター出し取引

上記 3 領域の調査の結果、本件架空取引以外に、架空発注と特定された取引はなかったことが認められる。

### (2) 今回の事象により発生した損害額に関する会計処理方法の提言について

- 平成 25 年 10 月から平成 27 年 5 月までに本件架空取引については、商材仕入として会計処理が行われていたため、これを取り消し、B 社に仕入代金として支払った金額については、未収入金として計上することが妥当であると判断される。

## 3. 今回の事象が発生した当社内部の要因分析

中間報告書の中で、今回の事象が発生した当社内部の要因分析について、概要、下記の事項が記載されております。

- (1) 当社では、本件架空発注が発生した当時から、発注から支払に至る業務フローに問題を抱えていたにも関わらず、それに応じたチェック体制が構築されていなかった。
- (2) B 社との取引業務には利益相反の問題があったにも関わらず、当社ではそれに応じたチェック体制が構築されていなかった。
- (3) 当社の役職員は不正行為発生に対するリスク感覚が不十分であった。

本件架空発注は、(1)、(2)及び(3)の要因が相重なって生じたものと認められる。

#### 4. 今後の対応について

中間報告書の報告以降、調査委員会において、さらなる調査が進められ、「再発防止策の提言」及び「関係者への責任追及、及び処分に関する提言」等についての検討が進められる予定であり、また当社はこれを最終の報告書として平成27年11月30日を目途に受領する予定です。

当社では、中間報告書に記載された事項、および平成27年11月30日を目途に受領予定の最終報告書に記載される調査結果を真摯に受け止め、再発防止に努めてまいります。

また、中間報告書でも指摘されているとおり、本件架空取引による影響額は8276万1750円（税込）で確定しており、中間報告書の報告以降、当該影響額が変動する事はありません。そのため、当社は中間報告書記載の影響額にて会計処理を行い、平成27年11月16日に、過年度決算短信等の訂正および有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関して、開示を行う予定でございます。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

信頼回復に誠心誠意努めてまいりますので、引き続きのご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

---

# 中間報告書

---

株式会社小僧寿し 調査委員会

平成 27 年 11 月 13 日

## 目 次

<b>第 1 調査に至る経緯、調査目的及び調査方法</b> .....	<b>3</b>
1 調査に至る経緯 .....	3
2 調査の目的 .....	4
3 調査の方法 .....	4
4 調査の限界 .....	6
<b>第 2 今回の事象に関する事実関係及び本委員会で必要と考えた事項の調査の調査結果</b> .....	<b>6</b>
1 小僧寿しの事業内容、業績及び人員体制.....	6
2 小僧寿しの商材に関する商流・物流のスキーム.....	7
(1) 商流（商材に関する売買契約の関係） .....	7
(2) 物流.....	8
ア 直送及びセンター出し.....	8
イ 寄託在庫（消化仕入）及び買取在庫（買取仕入） .....	8
(3) 発注から支払までの業務フロー.....	9
ア 前提 - 現システム.....	9
イ 受発注・配送の業務フロー.....	10
(ア) 直送の場合の受発注・配送の業務フロー .....	10
(イ) 買取仕入の場合の受発注・配送の業務フロー .....	11
(ウ) 消化仕入の場合の受発注・配送の業務フロー .....	12
ウ 検品の業務フロー.....	13
エ 支払の業務フロー.....	13
3 A 氏による架空発注の経緯、スキーム等.....	15
(1) B 社との間の出向契約 .....	15
(2) B 社との商材取引及び A 氏の業務.....	15
ア 小僧寿しと B 社との間の商材取引.....	15
イ 小僧寿しにおける A 氏の業務.....	16
(3) A 氏による架空発注のスキーム等 .....	16
ア スキームの概要.....	16
イ 本件架空発注に関する支払額.....	17
ウ 本件架空発注の発覚の経緯.....	18
(4) 本件架空発注に関する B 社の関与の有無及び認識について.....	19
(5) 本件架空発注に関する会計処理.....	19
ア 会計処理に関する調査及び調査事項.....	19
イ 調査項目に関する調査手続及び調査結果.....	19
(ア) 本件架空発注が会計システムに仕入取引として反映されていることの確認 ....	19
(イ) 本件架空発注による仕入代金が B 社に支払われていることの確認.....	20
(ウ) 本件架空発注に伴って売上が計上されていないことの確認 .....	20

ウ 小括 .....	21
4 その他（マグロスライスの件） .....	21
(1) 調査の背景 .....	21
(2) B社の主張 .....	21
(3) 本委員会の判断 .....	23
<b>第3 本件の他に同様の事象が存在しないかの調査結果 .....</b>	<b>23</b>
1 調査対象範囲の選定 .....	23
(1) 調査対象範囲の検討 .....	23
(2) 仕入取引の形態に関するリスクの検討 .....	23
ア センター出し .....	24
イ 直送 .....	24
(3) 基幹システムの変更に伴う新旧システムの運用状況及びリスクの検討 .....	25
(4) 調査対象範囲の選定 .....	25
2 架空発注取引の特定 .....	26
(1) 現システム正式稼働以降（平成25年10月から平成27年6月まで）のB社との直送取引 .....	26
(2) B社との仕入取引開始以降現システム正式稼働前まで（平成24年7月から平成25年9月まで）のB社との直送取引 .....	27
(3) 現システム正式稼働以降（平成25年10月から平成27年6月まで）のB社とのセンター出し取引 .....	28
(4) 小括 .....	29
<b>第4 今回の事象により発生した損害額に関する会計処理方法の提言 .....</b>	<b>29</b>
1 架空発注に関する会計処理 .....	29
(1) B社に対する仕入の取消と未収入金の計上 .....	29
(2) B社に対する未収入金の回収可能性の検討 .....	29
2 マグロスライスに関する会計処理 .....	29
3 過年度決算訂正の内容及び影響額 .....	30
(1) 決算訂正の内容 .....	30
(2) 主要な連結財務諸表項目への影響額 .....	30
<b>第5 今回の事象が発生した小僧寿し内部の要因分析 .....</b>	<b>30</b>
1 発注、支払の業務フロー上の問題点 .....	30
(1) 発注における問題点 .....	30
(2) 支払における問題点 .....	31
2 B社との取引業務における問題点 .....	32
3 小僧寿し役職員の購買をめぐる不正行為に対するリスク感覚の不十分さ .....	32
4 まとめ .....	32
<b>第6 今後について .....</b>	<b>32</b>

## 中間報告書

平成 27 年 11 月 13 日

株式会社小僧寿し取締役会 御中

株式会社小僧寿し調査委員会

委員長 能 勢 元

委員 高 谷 裕 介

同 楠 原 正 人

同 藤 戸 久 寿

同 松 本 幸 夫

平成 27 年 10 月 2 日に株式会社小僧寿し（以下「小僧寿し」という。）取締役会の決議により設置された、株式会社小僧寿し調査委員会（以下「本委員会」という。）の平成 27 年 11 月 13 日時点までの調査結果について、下記のとおり、報告する。

記

### 第 1 調査に至る経緯、調査目的及び調査方法

#### 1 調査に至る経緯

小僧寿しは、平成 27 年 6 月度および 7 月度の月次処理の過程において、商品仕入高に異常な変動が認められたため、取引業者からの仕入金額について調査を行ったところ、B 社との仕入取引において、B 社より小僧寿しに出向していた A 氏が架空取引による不適切な仕入高の計上および支払処理を行っていた可能性があり、その影響が平成 25 年 10 月から平成 27 年 5 月までの複数年に及んでいることが判明した（以下「本件」という。）。

小僧寿氏は、今回の不適切な会計処理が行われた可能性が発覚した直後から、監査役 3 名（楠原常勤監査役、藤戸社外監査役及び松本社外監査役）を含む社内調査チームを設置して全容解明に向けた調査を行っていたが、事実経緯について更に詳細を調査する必要があること、そのような調査に基づき過年度の会計処理に与える影響も精査をする必要があることから、平成 27 年 10 月 2 日開催の取締役会において、外部の弁護士・公認会計士を含む本委員会の設置を決議し、その調査結果を開示することとした。

本委員会の委員は、外部の公認会計士 1 名及び弁護士 1 名と監査役 3 名で構成される。各委員の詳細については以下のとおりである。

委員長	能勢 元	公認会計士（税理士法人東京フィナンシャル会計事務所 統括代表社員） <sup>1</sup>
委員	高谷 裕介	弁護士（二重橋法律事務所パートナー）
委員	楠原 正人	常勤監査役・社外監査役
委員	藤戸 久寿	弁護士・社外監査役
委員	松本 幸夫	社外監査役

また、本委員会は、調査の必要に応じて、外部の弁護士及び公認会計士の補助を得ている。

## 2 調査の目的

本委員会の目的は、以下のとおりである。

- (1) 今回の事象に関する事実関係の調査<sup>2</sup>
- (2) 本件の他に同様の事象が存在しないかの調査
- (3) 今回の事象により発生した損害額に関する会計処理方法の提言
- (4) 今回の事象が発生した要因と再発防止策の策定・提言
- (5) 関係者への責任追及、及び処分に関する提言

## 3 調査の方法

本委員会は、以下の方法による調査を行った（以下、本委員会による調査を「本件調査」という。）。

<sup>1</sup> なお、能勢氏は、公認会計士のほか、調理師の免許を持ち、自ら飲食店を経営するなど飲食業態の経営に対する知見がある。

<sup>2</sup> なお、下記第 2.4（21 頁）のマグロスライスの件は、本件に関連して B 社から指摘がなされた事象であることから、あわせて調査対象としている。

① 資料検討

本委員会は、本件調査の目的を達成するため、組織図、座席表、社内規程、業務記述一覧・発注書・請求書・支払通知書その他の業務書類、小僧寿しにおいて導入されている受発注・在庫管理・物流管理に関するシステム画面のスクリーンショット、会計帳簿その他の決算関係資料、取締役会議事録、関連する契約書、B社に関する資料、A氏等のパソコンデータ等の収集、分析及び検討を行った。

なお、会計処理に関する調査方法の詳細については、**第2**（6頁）及び**第3**（23頁）の該当箇所に記載している。

② 関係者からのヒアリング

ヒアリングを実施した人物は、以下のとおりである。

氏名	役職等	実施日
C1	小僧寿し代表取締役社長	平成27年11月11日
C2	小僧寿し代表取締役会長	平成27年11月11日
C3	小僧寿し取締役財務経理部長	平成27年10月8日、22日
C4	小僧寿し取締役店舗教育部長	平成27年10月13日、29日
C5	小僧寿し従業員営業管理部	平成27年10月8日、22日、29日、11月7日
C6	小僧寿し従業員営業管理部	平成27年10月8日
C7	小僧寿し従業員財務経理部	平成27年10月9日
C8	小僧寿し従業員店舗教育部	平成27年10月13日、26日
C9	小僧寿し従業員総務人事部システム担当	平成27年10月9日、13日、14日、20日、29日、11月7日
C10	小僧寿し従業員営業管理部	平成27年10月26日
D1	小僧寿し元取締役商品本部長	平成27年10月29日
D2	小僧寿し元従業員物流担当	平成27年10月17日、29日
D3	小僧寿し元従業員物流システム担当	平成27年10月19日
E1	E社従業員、元B社から小僧寿しへの出向社員	平成27年10月15日
B1	B社執行役員	平成27年10月26日（5名同時に実施）
B2	B社代理人弁護士	
B3	B社代理人弁護士	
B4	B社代理人弁護士	
B5	B社監査役	
F1	A氏の妻・小僧寿し元従業員	平成27年11月2日

なお、A氏は、本件が発覚した後である平成27年8月12日に死去している。

③ B社への書面による質問に対する回答書の受領

本委員会からB社に対し、平成27年10月21日付けで本件に関する質問事項書を送付し、これに対し、B社から同月30日付けで回答書（以下「B社回答書」という。）を受領した。また、本委員会からB社回答書の回答内容等に関連して、同年11月4日付けで質問事項書(2)を送付したが、これに対するB社からの回答書等は届いていない。

④ 従業員に対するアンケート等

本委員会は、小僧寿しの従業員に対し、本件及び本件類似の行為の有無等についてのアンケートを実施した。なお、小僧寿しの従業員に対して小僧寿し関係者を一切介在することなく本委員会の委員と直接連絡を取ることができる電話番号及びメールアドレスを周知し、小僧寿しの従業員が小僧寿しに内容を知られないようアンケートに回答できるようにして、広く情報の収集に努めた。

## 4 調査の限界

本報告書は、平成27年11月13日現在、本委員会が取得している情報に基づいて作成されているが、本報告書に係る調査は、あくまで任意の調査であり、資料収集等に関し任意調査によることの限界が存在している。特に本件では、後述するとおり架空発注を行っていたA氏が平成27年8月に死去し、また、A氏が所属していた購買部門や物流部門において長年担当部長だったD5氏が平成27年1月に死去しており<sup>3</sup>、本件の事実関係等を解明するために重要な両名からのヒアリングができなかったことなどによる限界も存在している<sup>4</sup>。

## 第2 今回の事象に関する事実関係及び本委員会が必要と考えた事項の調査の調査結果

### 1 小僧寿しの事業内容、業績及び人員体制

小僧寿しは、子会社における持ち帰り寿司等の直営による店舗展開と、「小僧寿し」チェーン等のフランチャイザーとしてフランチャイジー（以下「FC」という。）である持ち帰り寿司等の店舗に対する商材の供給及び経営指導を主たる事業とする株式会社である。

小僧寿しの直近5期の主な連結経営指標は以下のとおりである。

---

<sup>3</sup> A氏の妻等に対するヒアリング等から、A氏及びD5氏の死去に事件性はないと見られる。

<sup>4</sup> 本委員会は、架空発注が開始された当時、小僧寿し代表取締役社長であったD4氏及びA氏の実父母に対しても、ヒアリングを試みたが、D4氏については連絡を取ることができず、A氏の実父母については両名の意向により、ヒアリングを実施することができなかった。

事業年度	第 43 期	第 44 期	第 45 期	第 46 期	第 47 期
決算年月	平成 22 年 12 月	平成 23 年 12 月	平成 24 年 12 月	平成 25 年 12 月	平成 26 年 12 月
売上高 (千円)	22,354,644	20,447,319	20,199,562	15,694,555	12,068,191
経常損益 (〃)	△314,909	△91,210	△611,767	△632,225	△996,316
当期純損益 (〃)	△766,186	△907,603	△878,113	△1,684,151	△1,584,258
包括利益 (〃)	-	△920,205	△876,597	△1,684,151	△1,584,258
純資産額 (〃)	3,299,687	2,379,311	1,864,353	1,019,416	929,102
総資産額 (〃)	7,443,173	6,416,740	7,352,802	4,237,642	3,699,026

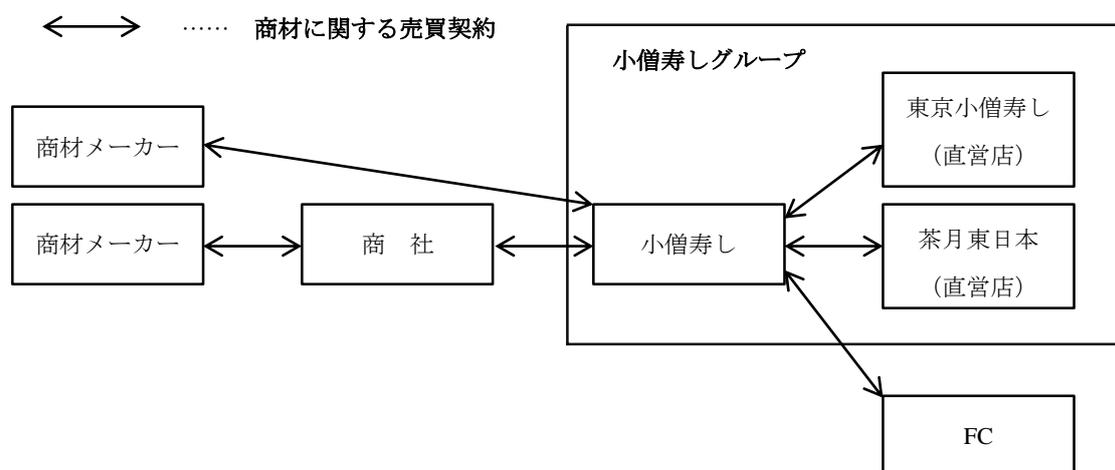
また、小僧寿しの従業員は、直近の 5 期で見ると、平成 22 年 12 月期には、連結で 408 名、単体で 215 名であったものが、平成 25 年 1 月の希望退職者の募集、平成 26 年 8 月の希望退職者の募集等の人員削減の結果、平成 25 年 12 月期には、連結で 93 名、単体で 47 名に減少し、さらに、平成 26 年 12 月期には連結で 74 名、単体で 27 名に減少している。

## 2 小僧寿しの商材に関する商流・物流のスキーム

### (1) 商流（商材に関する売買契約の関係）

小僧寿しは、商社又は商材メーカーから商材を仕入れて、小僧寿しの連結子会社である株式会社東京小僧寿し（主に「小僧寿し」ブランドの店舗を運営）及び株式会社茶月東日本（「茶月」ブランドの店舗を運営）が直接運営する直営店（以下「直営店」という。）並びに FC に商材を販売している。

商流（商材に関する売買契約の関係）を図にすると、以下のようになる。



※ なお、FC は、小僧寿しから全ての商材を仕入れているわけではなく、直接、商社や商材メーカーとも仕入取引をしている。

商流に商社を介在させる主な理由は、小僧寿しからの発注業務を商社に集約することで小僧寿しの発注に関する作業量を減らす点と、商材メーカーの中には取引にあたって小僧寿しに買掛金を担保するための保証金の差し入れを求める業者もいるところ、そのような保証金を求めない商社を商流に介入させることで、当該商材メーカーへの保証金の差し入れを回避することができる点にある。B社も、このような商社の一つである。

なお、小僧寿しは店舗を持っているわけではないため、小僧寿しの本社（東京都中央区築地三丁目9番9号 ラウンドクロス築地9階所在）に商材が配送されることは、試供品の配送等極めて限定的な場合以外にはない。

## (2) 物流

### ア 直送及びセンター出し

小僧寿しの物流については、直送とセンター出しの2パターンがある。

直送とは、商材の仕入先である商材メーカー又は商社から、小僧寿しの施設、直営店及びFCに直接商材が配送されることをいう。

センター出しとは、商材メーカー又は商社から、一旦、小僧寿し又は外部業者の運営する物流センターや倉庫に商材が配送され、その後、各店舗等に商材が配送されることをいう。ただし、平成25年10月以降は、小僧寿しの運営する物流センターは全て廃止されている。

### イ 寄託在庫（消化仕入）及び買取在庫（買取仕入）

小僧寿しは、G1に商材の在庫管理及び配送業務を委託し、これらの業務はG1の物流センターにて行われている。また、一部の冷凍商材等（例えば、超低温での保管が必要なマグロ等）については、G2に商材の在庫管理業務を委託し、この業務はG2の倉庫にて行われている。

G1及びG2が管理している商材在庫の種類や数量については、小僧寿しからG1の物流管理システムであるG1システムや、G2の物流管理システムであるG2システムにアクセスして、確認することができるようになっている。

G1の物流センター及びG2の倉庫に保管されている在庫の種類には、以下の2パターンがある。

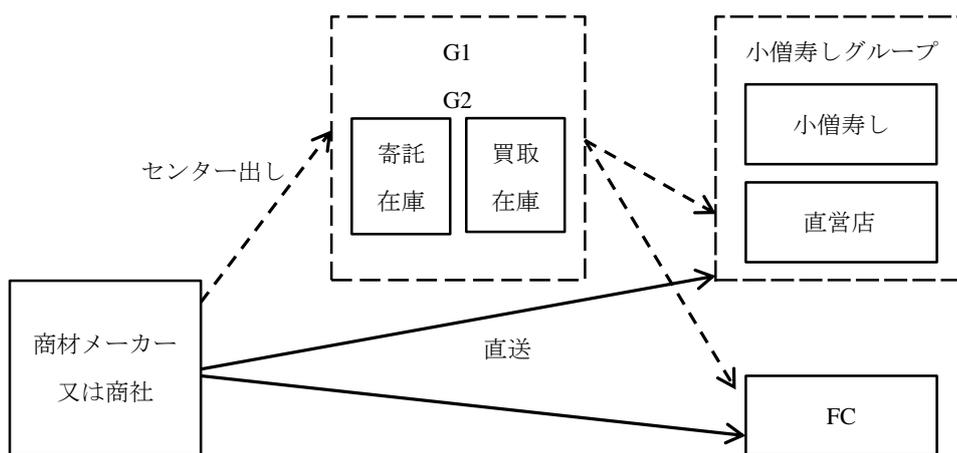
#### ① 寄託在庫（消化仕入に基づく在庫）

商材の仕入先である業者の所有物である在庫であり、消化仕入と呼ばれる形態で小僧寿しへの仕入がなされる。消化仕入は、在庫として保管されている期間は業者の所有物だが、小僧寿しが発注を行った際に当該発注数だけが小僧寿しの所有物に切り替わり発送される。在庫の保管コストは業者が負担し、小僧寿しに在庫の保管コストが

かからない形態である。

② 買取在庫（買取仕入に基づく在庫）

小僧寿しが商材の仕入先である業者から買い取った小僧寿しの所有物である在庫であり、買取仕入と呼ばれる形態で小僧寿しへの仕入がなされる。買取仕入は、業者から買い取った商材を小僧寿しが物流センターや倉庫に保管する仕入形態であり、小僧寿しに在庫の保管コストがかかる形態である。



(3) 発注から支払までの業務フロー

ア 前提 - 現システム

「現システム」は、小僧寿しにおいて導入されている H 社製の商材の受発注、買掛金管理、在庫管理、物流管理等に関する IT システムであり、平成 25 年 2 月から試験的に導入され、同年 10 月以降、正式に導入された。

現システムにアクセスするための ID とパスワードは、小僧寿しの物流・購買・システム・経理等を担当する各従業員にそれぞれ交付され、どのパソコンからでも、ブラウザを使用して現システムにアクセスし、ID とパスワードを入力することで、現システムを使用することが可能である。

現システムでは、小僧寿しから商材メーカーや商社に対し、発注を行うためのシステム上の登録（「発注登録」と呼ばれている。）の権限、仕入先からの商材の仕入単価を設定・変更するための権限（「マスター変更登録権限」と呼ばれている。）等の各種の権限を誰に付与するか、設定することができ、これらの設定は関係する部門長の決裁を経て、小僧寿しの総務人事部等が行っていた。

なお、現システムが導入される以前における小僧寿しの受発注、買掛金管理、在庫管理、物流管理等に関して、小僧寿しは、「旧システム」というシステムを使用していたが、同システムは、ブラウザを使用してアクセスするシステムではなく、特定のパソコンのみにシ

システムが導入されており、そのパソコンを使用する者しかシステムにアクセスすることができず、また、各種登録を行うことができなかった。

## イ 受発注・配送の業務フロー

### (7) 直送の場合の受発注・配送の業務フロー

直送の場合の受発注・配送の業務フローは、以下のとおりである。

#### ① 発注書の作成及び仕入先への発注書の送付

直営店やFCからファックスで商材の発注を受けると、小僧寿しの購買担当者（商材ごとに担当者が決められている。）は一定の書式に従い発注書を作成し、仕入先である商材メーカー又は商社にファックスする。

ただし、一部の米及びマグロについては、直営店やFCが直接、仕入先に発注するため、小僧寿しの本社の担当者が発注書を作成することはない。

#### ② リファックスの受領

小僧寿しからファックスされた上記発注書に、仕入先が記名等をして小僧寿しにリファックス（受注連絡のファックス）をすると、発注が完了する。

#### ③ リファックスされた発注書の確認及び承認

仕入先からリファックスされた発注書について、物流購買部長及び本部長（ただし、肩書等は時期によって異なる。）が確認し、承認印を押す。なお、平成26年11月から平成27年3月までの期間においては、不良在庫解消を目的として、物流購買部長及び本部長が、上記①の仕入先に発注書を送付する前に、発注書を確認していた。

#### ④ 現システムへの発注登録

小僧寿しの担当者が、上記①の発注内容を、現システムに手入力で入力し、発注登録を行う。直送の発注登録では、現システムの画面上、以下の項目の入力を行う。

##### (a) 「本部仕入」（直送を示すコード）の選択

仕入方式を入力する必要があり、「本部仕入」・「本部自動配送」という情報を選択して入力する。直送の場合には、主として「本部仕入」を選択する（なお、センター出しの場合には、主として「本部自動配送」を選択する。）。

##### (b) 店舗コードの入力

発注元店舗の店舗コードを入力する。**第2,2,(1)**（7頁）のとおり、通常、小僧寿しの本社は商材を購入することはないが、現システムでは、部門別の費用分担の計算目的などから、小僧寿しの本社に所在する購買部門や物流部門が商材を発注したことを示す「購買関係」、「物流関係」といった店舗コードによる発注もできるようになっている。

##### (c) 発注分類の入力

##### (d) 商材の品目の入力

(e) 商材の単価の入力

(f) 納品営業日の入力

なお、現システム導入以来、当該発注登録は購買担当者が行い、これを物流担当者が手伝っていたが、平成 26 年 8 月頃から購買担当者の負担軽減の観点から、物流部門が担当することとなった。物流部門は、購買部門から提出された発注書に基づいて発注登録を行っていた。発注登録権限は、購買物流部所属の従業員全員に付与され、発注登録の業務が物流部門担当になって以降も、購買担当者にも発注登録の権限が付与されたままになっている。

また、現システムの設定上、発注登録の権限を有する者であれば、発注書や上長等の承認がなくても、発注登録をすることができる。

⑤ 店舗への配送

注文を受けた商材メーカー又は商社は、納期までに商材を直営店や FC に配送する。

(イ) 買取仕入の場合の受発注・配送の業務フロー

買取仕入の場合の受発注・配送の業務フローは、以下のとおりである。

買取仕入の場合には、小僧寿しの本社の担当者が、仕入先から買取仕入により一定数の在庫を倉庫に確保し (①~④)、店舗からの発注を受けるとこれを店舗に配送しており (⑤~⑥)、店舗からの発注と小僧寿しから仕入先への発注が直接的には紐付いていない。

【仕入先⇒倉庫 (物流センター)】

① 発注書の作成及び送付

小僧寿しの購買担当者 (商材ごとに担当者が決められている。) は一定の書式に従い発注書を作成し、仕入先である商材メーカー又は商社にファックスする。

② リファックスの受領

小僧寿しからファックスされた上記発注書に、仕入先が記名等をして小僧寿しにリファックス (受注連絡のファックス) をすると、発注が完了する。

③ リファックスされた発注書の確認及び承認

仕入先からリファックスされた発注書について、物流購買部長及び本部長が確認し、承認印を押す。なお、平成 26 年 11 月から平成 27 年 3 月までの期間において、不良在庫解消を目的として、部長及び本部長が、仕入先に発注書を送付する前に、発注書を確認していた。

④ 現システムへの発注登録

小僧寿しの担当者が仕入先への発注の内容 (配送予定日も含む。) を現システムに入力する。入力された発注情報は、自動的に現システムから G1 の G1 システムに送信されて同期される。G2 在庫分の発注に関しては、G1 システムと同期した現システムの情報、小僧寿しの担当者が G2 に FAX にて発注し、その情報が G2 の G2 システムに同期される。なお、所定期限までに入力がなく配送予定が登録されていない商材につい

ては、G1 や G2 から受取りを拒否される。

【倉庫（物流センター）⇒店舗】

⑤ 現システムへの発注登録

現システム端末が導入されている直営店や一部の FC では、同店舗においてパソコンから直接現システムにアクセスして発注登録を行う。

現システム端末が導入されていない店舗では、小僧寿しの本社にファックスで発注書を送り、小僧寿しの担当者がその内容を現システムに入力する。発注登録の項目は、**第 2, 2, (3), イ, (7), ④, (a)**（10 頁）の仕入方式の入力の際に「本部自動配送」を選択する以外は、**第 2, 2, (3), イ, (7), ④**（10 頁）と同じである。入力された発注情報は、自動的に現システムから G1 の G1 システムに送信されて同期される。G2 在庫分の発注に関しては、G1 システムと同期した現システムの情報を、小僧寿しの担当者が G2 に FAX にて発注し、その情報が G2 の G2 システムに同期される。

⑥ 店舗への配送

G1 は、受信した発注情報に基づき、商材を配送する。

G2 は、発注情報に基づき商材を G1 に配送し、同社が商材を店舗に配送する。このように、直送の場合と異なり、買取仕入の場合は、現システム上の発注登録をすると、G1 による配送まで自動的に行われる仕組みとなっている。

（ウ） 消化仕入の場合の受発注・配送の業務フロー

消化仕入の場合の受発注・配送の業務フローは、以下のとおりである。

消化仕入の場合には、商材メーカー又は商社が、G1 や G2 の倉庫に自社在庫を確保しておき、小僧寿しが発注した時に（G1 や G2 へ配送依頼をした時に）、自動的に売買成立及び所有権移転がなされる仕組みである。

【仕入先⇒倉庫（物流センター）】

買取仕入の場合とは異なり、小僧寿しから商材メーカー又は商社への発注の手続（**第 2, 2, (3), イ, (イ), ①～④**（11 頁））は不要である。

【倉庫（物流センター）⇒店舗】

① 現システムへの発注登録

現システム端末が導入されている直営店や一部の FC では、同店舗においてパソコンから直接現システムにアクセスして発注登録を行う。

現システム端末が導入されていない店舗では、小僧寿しの本社にファックスで発注書を送り、小僧寿しの担当者がその内容を現システムに入力する。発注登録の項目は、**第 2, 2, (3), イ, (7), ④, (a)**（10 頁）の仕入方式の入力の際に「本部自動配送」を選択する以外は、**第 2, 2, (3), イ, (7), ④**（10 頁）と同じである。入力された発注情報は、自動的に現システムから G1 の G1 システムに送信されて同期される。G2 在庫分の発注に関しては、G1 システムと同期した現システムの情報を、小僧寿しの担当者が G2 に FAX にて

発注し、その情報が G2 の G2 システムに同期される。消化在庫の商材の所有権は、この時点で商材メーカー又は商社から小僧寿しに移転する。

## ② 店舗への配送

G1 は、受信した発注情報に基づき商材を配送する。

G2 は、発注情報に基づき商材を G1 に配送し、同社が商材を店舗に配送する。このように、消化仕入の場合にも、現システム上の発注登録をすると、G1 による配送まで自動的に行われる仕組みとなっている。

## ウ 検品の業務フロー

配送先の直営店及び FC による、配送された商材の検品及び管理については、現システム端末の導入店では現システム上の検品欄にチェックを入れるという操作が必要となり、これにより現システムでは検品済みの商材として認識され、当該データに基づいて仕入先に対する支払通知書等のデータ（**第 2, 2, (3), エ**（13 頁））を生成する。

一方、現システム端末の未導入店では、検品作業の結果が現システムに反映されないため、毎月の請求の際に月間発注品目のリストを添付し納品の状況を確認させ、当該リストと実際の納品の内容に差異があれば物流部門に報告し、物流部門では差異の調査を行い、必要に応じて現システムで修正登録を行う運用になっている。

## エ 支払の業務フロー

支払の業務フローは、以下のとおりである。

### ① 支払通知書及び買掛明細書の出力

毎月の月初に、経理部門が前月の買掛金の仮締めを行い、物流部門が現システムから支払通知書及び買掛明細書を出力する。

支払通知書とは、仕入先との 1 か月分の取引の明細が記載された書面であり、**第 2, 2, (3), ウ**（13 頁）に記載したとおり、現システム端末の導入店では検品情報に基づいて作成され、現システム端末の未導入店では現システムに記録された発注登録情報に基づいて自動作成される。そのため、後者の場合には、実際には発注されていない商材であっても、店舗から納品されていないという報告がない場合、発注登録さえしていれば支払通知書に記載されることになる。

なお、現システムの小僧寿し内における設定では、発注登録権限保有者が発注登録を行えば、自動的に支払通知書に記載されるという設定を変更することはできず、例えば、上長等の承認がなければ、正式に発注登録できず、支払通知書にも反映されないこととするなど、ダブルチェックをシステム上、不可欠とすることはできない。

支払通知書には、取引ごとに発注日、商品名称、数量、単価、単位、金額、入数、納品先、取引形態等と、月合計の仕入額、消費税、手数料、支払予定金額等が表示される。なお、納品先の表示について、現システム上の「本部自動配送」（センター出し）

で登録した場合には G1 の倉庫など、配送される物流センターが表示される。他方、「本部仕入」（直送）で登録した場合には「店舗」とのみ表示され（これは「購買関係」、「物流関係」で発注登録をした場合であっても同様である。）、納品先の具体的な店舗名は表示されない。

買掛明細書とは、消化仕入の日ごとの明細である。支払通知書には直送と買取仕入は日次の明細が表示されるが、消化仕入については日次の明細が表示されず、月次の情報しか表示されないため、消化仕入について日次の明細を把握するため、別途買掛明細書が必要となる。

#### ② 支払通知書及び買掛明細書の仕入先への送付及び仕入先による確認

物流部門は、翌月 2 日までに全仕入先に対し、支払通知書ないし買掛明細書を郵送し、内容の確認を求める。

仕入先は、支払通知書等の内容を確認し、修正点等があれば、毎月 4 日までに支払通知書所定の通信欄に修正点等を記載して、小僧寿しにリファックスする。特に仕入先から連絡がない場合には、小僧寿しでは、支払通知書等の内容に問題がないものとして処理される。

小僧寿しにおいては、新たな仕入先との取引を開始する際には、担当者から仕入先に対し、支払に先立って、小僧寿しから支払通知書を送付すること、支払通知書記載の内容について疑義があるときには、支払金額の多寡を問わず、毎月 4 日までに支払通知書所定の通信欄に修正点等を記載して、小僧寿しへリファックスすることを依頼している。また、毎月送付される支払通知書にも、「左記のとおり支払通知書を提示致しましたが、ご不明な点がございましたら、『毎月 4 日の午前中』までに、お問い合わせ内容を下記通信欄にご記入、FAX の上、ご連絡下さるようお願い致します。」との記載がある。

#### ③ 現システムへの修正登録及び支払通知書の承認

物流部門は、仕入先から支払通知書の修正点等の連絡があれば、発注書等と照合して確認し、必要であれば現システムで修正登録を行い、支払通知書の修正をした上で、支払通知書を物流購買部長に提出し、物流購買部長が同書を確認し、承認する。

#### ④ 財務経理担当に対する債務支払データの送付

物流購買部長の承認後、物流部門は現システムの「月締め処理（仕入／返品）」を実行して買掛金の本締めを行い、現システムから債務支払データを抽出し、財務経理担当に送付する。

#### ⑤ 金融機関への振込依頼データの作成及び支払処理

財務経理担当者は、受領した債務支払データを元に金融機関への振込依頼データの作成を行い、財務経理部長の承認を受ける。そして、当該データに基づき、金融機関から振込により仕入先に仕入代金が支払われる。

### 3 A氏による架空発注の経緯、スキーム等

#### (1) B社との間の出向契約

小僧寿しは、平成24年4月27日、B社との間で業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を締結し、本件業務委託契約に基づいて、B社から、月額150万円でA氏及びE1氏の2名の出向を受けていた。E1氏は、当時から包材等の商社であるE社に所属していたが、B社に出向し、更にB社から小僧寿しに再出向していた。なお、両名は、小僧寿しとの間で、雇用契約は締結されておらず、両名の出向は、B社の従業員として、本件業務委託契約の履行補助者として小僧寿しに出向する在籍型出向だった。

その後、小僧寿しは、平成25年2月28日、B社との間でA氏及びE1氏の出向に係る無償の出向契約を再締結し、B社から無償でA氏及びE1氏の出向を受けることとなった。小僧寿しが無償で両氏の出向を受けることになった経緯については、小僧寿しの（元）役職員に対するヒアリングや関連資料によっても解明することができなかった。この点、B社回答書によれば、本件業務委託契約の期間満了後、小僧寿しから出向継続の要請があり、B社としても、業務委託期間中に小僧寿しとの取引規模が拡大し、一定量の取引量を継続できていたため、小僧寿しとの良好な取引関係継続を考慮し、小僧寿しの要請に応じ、給与はB社負担のままで出向を継続されたとのことである。

なお、その後、平成27年になってから、小僧寿し内において、B社からの出向者を無償で受けるということ、さらに、その人物をB社の担当者にすべきではないとの指摘があり、小僧寿しは、本件発覚前の平成27年7月頃、A氏及びE1氏に関するB社との無償の出向契約を終了させた。

#### (2) B社との商材取引及びA氏の業務

##### ア 小僧寿しとB社との間の商材取引

小僧寿しは、平成24年7月から、B社との間で商材の売買取引を開始した。当初は、小僧寿しにおけるB社からの仕入高は少額だった。

その後、小僧寿しの与信が悪化し、小僧寿しは商材メーカーの一部と直接取引をすることができなくなった。代わりに、これら商材メーカーの商材について、B社が商流に介入することによって取引をするようになったことから、小僧寿しからB社への発注額は増加していった。イナリ皮についても、従来は主にI社等から仕入れていたものを、平成25年9月頃から、B社に仕入先をシフトさせた。

小僧寿しにおけるB社からの具体的な仕入高の推移は**第2,3,(3),イ**（18頁）の「B社との取引推移」の項目①のとおりである。

## イ 小僧寿しにおける A 氏の業務

A 氏は、B 社からの出向社員として、小僧寿しの購買部門に所属し、**第 2, 2, (3)** (9 頁) で記載する業務フローのうち、発注業務（発注書の作成、仕入先である商材メーカー又は商社へのファックス送付及び仕入先からのリファックスの受領）、現システムへの発注登録を行っていた。

また、A 氏は、小僧寿しの B 社に対する支払通知書の内容を確認した上で、B 社に持参し、B 社の経理処理の担当者に交付していた。

なお、A 氏と E1 氏に対しても、現システム導入時に、現システムの ID とパスワードが付与され、発注登録権限も付与されたが、A 氏と E1 氏に B 社の担当を任せること、現システムの発注登録権限を付与することについて、購買物流部門担当者及びその上長において、問題意識を持つ者はいなかった。

## (3) A 氏による架空発注のスキーム等

### ア スキームの概要

A 氏の行った架空発注のスキームは、以下のとおりである（以下、A 氏の行った架空発注を「本件架空発注」という。）。

#### ① 前提として A 氏が現システムの発注登録権限を有していること

A 氏は、B 社からの出向者であったが、購買部門に所属し、現システムの発注登録権限を有していた (**第 2, 3, (2), イ** (16 頁))。

#### ② 現システムへの発注登録

A 氏は、現システムにアクセスし、B 社を仕入先として、発注登録の入力項目 (**第 2, 2, (3), イ, (7), ④** (10 頁)) のうち、商材を「イナリ皮 30 枚」、仕入方式を「本部仕入」(直送) とし、この「イナリ皮 30 枚」を 1 単位として数量に適当な数値を入力することで、実際には直営店や FC から受注していないイナリ皮を大量に発注した。

また、店舗コードは小僧寿しの購買部門又は物流部門を意味する「購買関係」又は「物流関係」を入力した。これは、B 社から小僧寿しの本社に所在する購買部門又は物流部門が「イナリ皮 30 枚」を購入することを意味するが、**第 2, 2, (1)** (7 頁) のとおり、小僧寿し本体は店舗を持っているわけではないため、小僧寿しの本社に商材が配送されることは、試供品の配送等極めて限定的な場合以外にはなく、「イナリ皮 30 枚」を小僧寿しの本社の購買部門又は物流部門が大量に購入することは、通常はあり得ないことである。

なお、正規の商材の発注であれば、発注書の作成及び送付、リファックスの受領並びにリファックスされた発注書の確認及び承認という手順を経ることになるが、A 氏はこれらを行わなかった。

#### ③ 支払通知書の出力及び B 社への送付

②の発注登録に基づいて物流部門により、支払通知書が作成された(第2,2,(3),エ,①(13頁))。通常であれば、支払通知書は仕入先に郵送されるが(第2,2,(3),エ,②(14頁))、B社に対する支払通知書及び買掛明細書は、B社との取引量が増加していたことから、途中からA氏が持ち帰って同社に持参することとなっていた(第2,3,(2),イ(16頁))。そして、実際に、A氏からB社の経理処理の担当者に対し、当該支払通知書等が交付されていた。この点、本来、支払通知書の内容に齟齬があれば、取引先から連絡があり、支払通知書の内容の齟齬の連絡及び修正がされることになっていたが(第2,2,(3),エ,②・③(14頁))、B社から小僧寿しに対し、イナリ皮の納品実績がない旨の連絡がなされたことは一度もない。

④ 財務経理担当に対する債務支払データの送付及び金融機関への振込依頼データの作成及び支払処理

実際には直営店やFCから受注していない②の「イナリ皮30枚」については、B社から小僧寿しへの納品実績はなかったが、小僧寿しからB社へのこれらの「イナリ皮30枚」の発注については、支払通知書の発行等の通常の実施フロー(第2,2,(3),エ,④・⑤(14頁))を経て、B社に対し、代金が支払われていた。

B社から小僧寿しに対してこのような納品実績のない商品の代金支払について、支払根拠の照会等がなされたことも一度もない。この点について、B社回答書によれば、B社は、A氏以外の役職員は、個別の商品の納品と支払を発注書等で突合していない旨回答している。

## イ 本件架空発注に関する支払額

小僧寿しは、B社に対し、以下のB社との取引推移表のとおり「イナリ皮30枚」の発注を行っているが、そのうちA氏の本件架空発注によって、小僧寿しが発注や納品実績がないにもかかわらず支払った代金合計額は、8276万1750円(税込)である。

**B社との取引推移**

B社からの仕入金額は買掛金元帳より抽出、「イナリ皮30枚」の仕入金額は買掛集計表または支払通知書から抽出  
(単位：千円)

年月	①：仕入合計 (税抜)	②：①のうち、 「イナリ皮30枚」 (税抜)	③：②のうち、架空 発注と特定され た「イナリ皮30 枚」 (税抜)	④：③の税込金額	⑤：正規に発注され た「イナリ皮30 枚」 (税抜) (②-③)	
平成24年	7月	67	-	-	-	
	8月	748	-	-	-	
	9月	2,740	-	-	-	
	10月	6,247	-	-	-	
	11月	11,067	-	-	-	
	12月	18,300	-	-	-	
平成25年	1月	14,052	-	-	-	
	2月	19,376	-	-	-	
	3月	32,971	-	-	-	
	4月	24,263	-	-	-	
	5月	28,590	-	-	-	
	6月	22,583	-	-	-	
	7月	18,338	-	-	-	
	8月	19,219	368	-	-	368
	9月	23,478	3,358	-	-	3,358
	10月	29,782	5,118	603	633	4,515
	11月	25,605	4,684	402	422	4,282
	12月	38,382	6,108	2,814	2,954	3,294
平成26年	1月	29,817	5,971	3,216	3,376	2,755
	2月	23,133	3,957	2,412	2,532	1,545
	3月	30,884	5,299	3,216	3,376	2,083
	4月	29,609	4,928	3,216	3,473	1,712
	5月	34,100	5,794	3,216	3,473	2,578
	6月	28,685	5,166	3,216	3,473	1,950
	7月	29,178	6,005	3,216	3,473	2,789
	8月	24,304	6,602	3,216	3,473	3,386
	9月	20,577	7,108	3,216	3,473	3,892
	10月	31,324	7,206	3,216	3,473	3,990
	11月	47,005	6,365	3,216	3,473	3,149
	12月	67,594	7,634	3,216	3,473	4,418
平成27年	1月	37,838	9,207	6,432	6,946	2,775
	2月	35,984	8,527	6,432	6,946	2,095
	3月	39,425	9,982	8,040	8,683	1,942
	4月	40,726	9,575	7,236	7,814	2,339
	5月	39,194	9,383	7,236	7,814	2,147
合計	925,202	138,353	76,983	82,761	61,370	

**ウ 本件架空発注の発覚の経緯**

小僧寿しのC3が、平成27年7月中旬頃、平成27年6月の月次決算処理を行っていたところ、原価率に異常値を認めたため、C5に調査を依頼した。

C5が、平成27年6月分の取引について調査したところ、B社から仕入れたことになっている「イナリ皮」について入荷実績がないことが判明したため、同社担当者であったA氏を呼び出し、事情を確認したところ、平成27年6月の処理が誤っていることが発覚した(なお、この際には出向契約は終了しており、A氏はB社に復帰していた)。

平成27年8月中旬頃、平成27年7月の月次決算処理を行っていたところ、再度、原価

率に異常値を認めたため、これを調査することになったが、平成 27 年 6 月分と同様の処理がなされていることが発覚し、さらに、C5 が、過去に遡って「イナリ皮 30 枚」の調査をしたところ、架空発注の疑義が生じた。

そこで、小僧寿しは、社外監査役 3 名から構成される社内調査チームを設置し、事実関係の調査を開始した。

#### (4) 本件架空発注に関する B 社の関与の有無及び認識について

本件架空発注に関する B 社の関与の有無及び認識については、更に調査を進めている。

#### (5) 本件架空発注に関する会計処理

##### ア 会計処理に関する調査及び調査事項

本件架空発注によって過年度の会計処理に与える影響を精査するに当たっては、これまでの本件架空処理に関する会計処理を確認する必要があるため、本件架空発注に関する会計処理に関して、以下の事項を確認した。

- ① 本件架空発注が会計システムに仕入取引として反映されていることの確認
- ② 本件架空発注による仕入代金が B 社に支払われていることの確認
- ③ 本件架空発注に伴って売上が計上されていないことの確認

##### イ 調査項目に関する調査手続及び調査結果

##### (ア) 本件架空発注が会計システムに仕入取引として反映されていることの確認

本件架空発注が会計システムに仕入取引として反映されていることの確認に当たって行った調査手続及び調査結果は以下のとおりである。

###### ① 調査手続

現システムより出力された B 社に対する「支払通知書」に、架空発注と特定された「イナリ皮 30 枚」が計上されているかについて確認作業を行った。

また、総勘定元帳の平成 25 年 10 月から平成 27 年 5 月までの「MD 仕入高」及び「買掛金」のデータを入手し、B 社に対する MD 仕入高と買掛金が「支払通知書」の金額と一致しているかについて確認作業を行った。

###### ② 調査結果

平成 25 年 10 月から平成 27 年 5 月までに行われた架空発注と特定された「イナリ皮 30 枚」は、B 社に対する「支払通知書」に全件計上されていることが確認できた。

平成 25 年 10 月の仕入（平成 25 年 11 月支払）は、「支払通知書」のほうが会計システムに記録された計上額よりも 29 円多かったものの、それ以外の調査対象期間について

ては、会計システムに計上されている MD 仕入高と買掛金の金額が「支払通知書」の金額と一致していることが確認できた。

以上のとおり、「支払通知書」のほうが会計システム計上額よりも 29 円多い月があるものの、本件架空発注が会計システムに仕入取引として反映されていることが確認できた。

#### (イ) 本件架空発注による仕入代金が B 社に支払われていることの確認

本件架空発注による仕入代金が B 社に支払われていることの確認に当たって行った調査手続及び調査結果は以下のとおりである。

##### ① 調査手続

第 2, 3, (5), イ, (7) (19 頁) で確認した B 社に対する毎月の買掛金計上額と、銀行の振込データの金額が一致しているかについて確認作業を行った。

##### ② 調査結果

平成 25 年 10 月から平成 27 年 5 月まで確認したところ、下記の月以外は B 社に対する買掛金計上額と銀行作成の振込を証明する書類（「振込受付明細表」、「総合振込精査表」又は「総合振込書」）の金額が一致した。

平成 26 年 1 月支払（平成 25 年 12 月仕入）、平成 26 年 2 月支払（平成 26 年 1 月仕入）、平成 26 年 3 月支払（平成 26 年 2 月仕入）については、銀行作成の証憑が保管されていなかったため、小僧寿しの当時の会計システムから出力された「送信ブルーフリスト」（銀行に送信される振込依頼に関するデータ）にて金額の一致を確認した。

平成 26 年 5 月支払（平成 26 年 4 月仕入）については、銀行作成の証憑が保管されていなかったため、小僧寿しの当時の会計システムで作成された「全銀データ」（銀行に送信される振込依頼に関するデータ）にて金額の一致を確認した。

以上のとおり、本件架空発注による仕入代金が B 社に支払われていることが確認できた。

#### (ウ) 本件架空発注に伴って売上が計上されていないことの確認

本件架空発注と特定された取引は全て物流センターを経由しない直送取引である。

直送取引の場合、現システム端末の未導入店では、検品作業の結果が現システムに反映されず、原則として、出荷手配の情報に基づいて仕入と同時に売上が計上される仕組みになっているため、本件架空発注に伴った仕入の計上により、同時に売上が計上されていないことを確認する必要がある。

本件架空発注に伴って売上が計上されていないことの確認に当たって行った調査手続及び調査結果は以下のとおりである。

##### ① 調査手続

現システムに登録された「イナリ皮 30 枚」が含まれる発注データ 1 件の仕訳データ

を入手し、現システムの仕訳科目がどのように設定されているかについて確認作業を行った。

## ② 調査結果

現システムの仕訳科目の設定を確認したところ、下記のとおりであった。

(借方) MD 仕入高 / (貸方) 買掛金

(借方) その他仕入高 / (貸方) MD 仕入高

なお、本来的には下段の仕訳は不要であるものの、現システムの設定上上記のような仕訳科目が設定されている。財務経理担当のC7氏によると、当該仕訳は不要なため、会計システムには取り込んでいないとのことである。仮に、当該仕訳が会計システムに取り込まれていたとしても、仕入勘定の内訳の入繰なので、有価証券報告書及び四半期報告書の開示には影響がない。

以上のとおり、本件架空発注に伴う売上は計上されていなかった。

## ウ 小括

以上の調査の結果、本件架空発注は、商材仕入として会計処理が行われていることが確認できた。

## 4 その他 (マグロスライスの件)

### (1) 調査の背景

B社は、小僧寿しのためにG2に3343万8008円分のマグロスライスを入庫したと主張し、同額の支払を求めている。この点、事実関係如何によっては、過年度の会計処理に影響を与える可能性があるため、事実関係及びB社の主張の合理性を確認する必要があるため、本委員会で以下のとおり検討した。

### (2) B社の主張

本委員会は、B社から、平成27年10月30日付け要請書を受領したところ、同要請書によれば、B社としては、概ね以下のとおり事実関係を認識しているとのことである。

①	平成25年7月3日 ～8月7日	小僧寿し購買部長であるD5氏とB社担当者との間で、直接、面談、電子メール等により、マグロスライス及びその容器、外装の規格に関する協議を行った。
---	--------------------	---

②	8月9日	小僧寿しの指示により、小僧寿し指定のマグロスライスをG2の倉庫に入庫した。
③	8月22日	D5氏からB社担当者に対し、面談で、マグロスライスに関して直営店でテストトライアルを実施し、問題がなければ導入する旨の方針が伝えられた。
④	8月27日	小僧寿しの指示により、G2の倉庫に入庫されたマグロスライスの全部について、小僧寿しの物流窓口であったJ社に名義変更された。
⑤	9月6日	A氏が、B社担当者に対し、テストトライアルを実施する店舗のリスト等を送付するとともに、「……何事も無ければOKとなり、」「3~4日程度で消化見込で」ある旨を伝えた。
⑥	10月7日	A氏が、B社に対し、小僧寿しの購買部長と協議した結果、「10店舗テスト導入の結果特に問題がないため、5tを基準に正式導入数量を検討」する旨の方針を伝えた。
⑦	10月21日	B社担当者が、マグロ業者に対して小僧寿しにおいてマグロスライスを初回12月から導入し、5t/月で納品する旨の方針を伝えた。
⑧	10月25日~29日	A氏、B社担当者及びマグロ業者との間で、最終仕入価格等に関する協議をした。
⑨	11月21日	A氏が、B社営業会議において、マグロスライスに関し、「12月中旬以降で初回納品がある」旨の報告をした。
⑩	平成25年12月27日 ~平成26年9月5日	5回に分けて、合計7,843kgのマグロスライスをG2に入庫した。うち1.1kgが小僧寿し購買部宛てに出庫された。 A氏とB社担当者との間で同倉庫への入庫日程の調整のための連絡が行われた。 A氏が、B社担当者に対し、マグロスライスに関し、「出荷については増量調整中で……増量予定です」との連絡をした。
⑪	平成26年8月7日 ~10月7日	小僧寿しによる抜き打ち検査等のために、小僧寿しの指示により、G2に入庫された倉庫から、K社、小僧寿し購買部及び小僧寿し昭島フレッシュセンターに出庫された。
⑫	10月9日	A氏がB社担当者に対し、マグロスライスに関して、「自然解凍・冷蔵庫解凍でも……と比較して同様の発色状態でした。とりあえず、予定通り5t/月で動かします。」との連絡をした。
⑬	11月5日~6日	A氏がB社担当者に対し、生菌検査の結果問題がなかった旨の連絡があり、検査機関による検査結果書の交付を受けた。

⑭	平成 27 年 1 月 16 日 ～30 日	3 回に分けて、マグロスライス合計 4,510kg を G2 の倉庫に入庫した。
---	---------------------------	--

以上を前提に、B 社としては、上記の期間、小僧寿しから、マグロスライスの取引を中止する又は中止したとの話を受けていない旨認識しているとのことである。

そのため、B 社としては、遅くとも初回の入庫がなされる平成 25 年 12 月 27 日より前に、小僧寿しの引取義務を前提とした継続的供給契約が小僧寿しと B 社との間で成立しており、同契約に基づいて小僧寿しにマグロスライスの引取義務があり、小僧寿しは B 社に対して 3343 万 8008 円を支払う義務があると考えているとのことである。

### (3) 本委員会の判断

しかしながら、本委員会が調査した結果、少なくとも B 社と小僧寿しとの間で B 社の主張するマグロスライスに関する売買契約書や発注書は存在せず、また、関係者に対するヒアリング等によっても小僧寿しが B 社に対して同社の主張するようなマグロスライス購入の申込みをした事実を認めるに足る資料を得ることはできなかった。

したがって、本委員会としては、小僧寿しが、B 社に対して 3343 万 8008 円を支払う義務はないものと判断した。

## 第 3 本件の他に同様の事象が存在しないかの調査結果

### 1 調査対象範囲の選定

#### (1) 調査対象範囲の検討

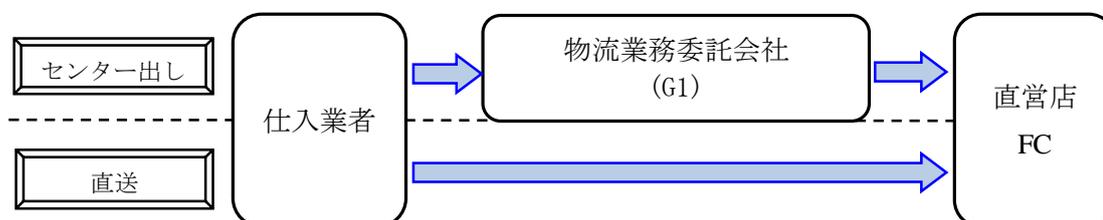
本件と同様の事象を網羅的に抽出するため、まず、どのような場合に本件と同様の事象が起りうるリスクが高いのかを検討した。本件架空発注は、仕入取引のなかでも直送の仕組みを利用して行われたものであり、かつ、現システムに移行してから行われたものであるため、本委員会は、仕入取引の形態及び基幹システムの変更に伴う新旧システムの運用状況に着目した。

#### (2) 仕入取引の形態に関するリスクの検討

小僧寿しにおける仕入取引の形態については、「センター出し」と「直送」の 2 形態に大別されるため、各取引形態について、架空発注が起りうるリスクの高さについて検討

した。

### <商材仕入の流れ>



#### ア センター出し

センター出しでは、小僧寿しが物流業務を委託している、G1の倉庫に商材が入庫され、当該倉庫から各店舗（FC含む）に配送される仕組みとなっている。

仕入業者からG1に入庫された際における入庫処理と、出庫された際の出庫処理については、G1はG1システムにて管理しており、小僧寿しがG1システムの情報を改変することはできない。そして、小僧寿しでは、このG1システムの情報を基幹システムに同期し、当該情報に基づいて仕入を計上している。

また、小僧寿しは、半期に一度（6月末、12月末）実地棚卸を行い、商品毎の实在庫数が帳簿上の在庫数と合致しているか確認している。

したがって、物流センターを経由している商材については、小僧寿しの発注担当者のみで架空発注を行うのは難しく、架空発注のリスクは低いと考えられる。

#### イ 直送

直送については、直営店又はFCからの発注依頼に基づいて小僧寿し本社の購買部門及び物流部門の担当者が発注書を作成して基幹システムに発注登録をしている。

入庫処理に関して、小僧寿しは、現システム端末の導入店（主に直営店）に対しては各店舗の検品処理をさせることで、現システム端末の未導入店（主にFC）に対しては小僧寿しからFCへの請求書に添付されている月間発注品目のリストを確認させることで、納品の事実の有無を、直営店及びFCによって確認させる仕組みになっている。

しかしながら、直営店又はFCから発注内容と納品内容の差異についての報告がない場合は、小僧寿し本社で登録された発注情報に基づいて仕入が計上される仕組みになっているため、実際には納品されなくても仕入を計上することは可能である。

また、小僧寿しは、各店舗の検品処理実績や月間発注品目の合計と、直送品の合計数値の突合作業を実施していないため、発注した直送品が漏れなく直営店及びFCに納品されているかの確認が行われていない。

したがって、仕入業者から直接発送される商材については、架空発注のリスクが高いと考えられる。

### (3) 基幹システムの変更に伴う新旧システムの運用状況及びリスクの検討

年	平成24年			平成25年			平成26年			平成27年		
月	4月	7月		2月		10月				6月	7月	
事象	B社と業務委託契約締結 A氏、E1氏 出向開始	B社からの仕入取引開始		現システムと無償による出向契約締結 システムのテスト運用を開始		「イナリ皮30枚」架空発注開始 現システム正式稼働				E1氏 出向解除	A氏が認められ、平成27年6月の月次処理を修正 出向解除	「イナリ皮30枚」の仕入額に異常
基幹システム	旧システム						現システム					

本件架空発注は、仕入業者であるB社からの出向者が、出向元のB社に対して行った架空発注であるため、B社と仕入取引が始まった平成24年7月以降の取引について、同様の事象が存在しないかを調査するのが妥当と考えられるが、関係者に対するヒアリングにより、旧システムと現システムとでは、発注登録に関するアクセス権限の付与の方法が異なることが判明したため、各システムの運用時期別に架空発注のリスクの高さを検討した。

旧システムは、発注登録担当者のパソコンのみに導入されており、登録方法も登録担当者しか知らなかった。

他方、現システムでは、B社からの出向者2名を含む購買物流部門に所属の従業員全員にID、パスワードと、発注登録権限が付与され、IDとパスワードがあれば、どのパソコンからでもブラウザでアクセスが可能だった。

したがって、旧システム運用時においては、発注登録担当者に架空の発注情報の登録を依頼して架空発注を行うことは可能であるが、相対的に架空発注のリスクは低いと考えられる。一方、現システム正式稼働後の平成25年10月以降は、B社からの出向者が自ら発注登録を行える環境になったため、架空発注のリスクが高くなったと考えられる。

### (4) 調査対象範囲の選定

架空発注が起これるリスクの高さを考慮し、本件の他に同様の事象が存在していないかの調査対象範囲として、下記の3領域を選定した。

- 現システム正式稼働以降（平成25年10月から平成27年6月まで）のB社との直送取引
- B社との仕入取引開始以降現システム正式稼働前まで（平成24年7月から平成25年9月まで）のB社との直送取引

- 現システム正式稼働以降（平成 25 年 10 月から平成 27 年 6 月まで）の B 社とのセンター出し取引

## 2 架空発注取引の特定

以下、**第 3, 1, (4)** (25 頁) で選定した 3 領域について、本件と同様の架空発注取引が行われていないかを調査した。

### (1) 現システム正式稼働以降（平成 25 年 10 月から平成 27 年 6 月まで）の B 社との直送取引

現システム正式稼働以降（平成 25 年 10 月から平成 27 年 6 月まで）の B 社との直送取引における架空発注の有無の確認に当たって行った調査手続及び調査結果は以下のとおりである。

#### ① 調査手続

平成 25 年 10 月から平成 27 年 6 月までに現システムに登録された B 社に対する発注データのうち、仕入取引の形態が直送の時に用いられる「本部仕入」で登録されている全データを入手し、そのうち、更新者名が B 社からの出向者である「A 氏」又は「E1 氏」となっているデータを抽出し、異常な発注入力が行われていないかの確認作業を行った。

#### ② 調査結果

E1 氏の発注分については、納品先の登録が店舗となっているものと、小僧寿し本社となっているもの（現システムの入力項目上、「物流関係」「購買関係」「総務人事部」「商品・購買部」「商品販売」と入力されている）があった。

納品先の登録が店舗となっているものについては、店舗での検品や請求書等の確認が行われるため、そのような確認手続が行われない、納品先の登録が小僧寿し本社となっているものについて、その内容を確認した。

この点、納品先の登録が小僧寿し本社となっているものについては、数千円～十数万円程度の容器や包材の発注であり、毎月決まった商品について多額の発注が行われている等の異常点は見受けられなかった。

A 氏の発注分についても、納品先の登録が店舗となっているものと、小僧寿し本社となっているものがあった。

納品先の登録が小僧寿し本社となっているものの詳細は下記のとおりであり、「イナリ皮 30 枚」以外については、金額等に鑑みて、正規に発注した発注登録のデータであると見受けられる。

「物流関係」： 「イナリ皮 30 枚」の発注と、おしぼりやクッキングペーパーなど

の発注（数千円～数万円）

「購買関係」： 全て「イナリ皮 30 枚」の発注

「総務人事部」： ペーパータオル事務所用（3800 円）の 1 回のみ

以上のとおり、現システム正式稼働以降（平成 25 年 10 月から平成 27 年 6 月まで）の B 社との直送取引において、「イナリ皮 30 枚」以外に、架空発注と特定された取引はなかった。

## (2) B 社との仕入取引開始以降現システム正式稼働前まで（平成 24 年 7 月から平成 25 年 9 月まで）の B 社との直送取引

B 社との仕入取引開始以降現システム正式稼働前まで（平成 24 年 7 月から平成 25 年 9 月まで）の B 社との直送取引における架空発注の有無の確認に当たって行った調査手続及び調査結果は以下のとおりである。

### ① 調査手続

旧システムで生成された平成 24 年 7 月から平成 25 年 9 月までの B 社に対する「買掛金明細」を入手し、本部仕入の取引を抽出して異常な発注入力が行われていないかの確認作業を行った。

なお、旧システムには、現システムのようにデータの更新者名は登録されていないものの、小僧寿しでは商材ごとに担当者が決まっていること、E1 氏については、より架空発注のリスクの高い現システム正式稼働以降の直送取引で架空発注の形跡がなかったことから、A 氏が担当していた食材を中心に調査を行った。

また、B 社とイナリ皮の仕入取引が開始されたのが、平成 25 年 8 月であることから、旧システムに登録されているイナリ皮の仕入取引について架空発注の可能性はないかを検討した。

### ② 調査結果

A 氏が担当していた食材のうち、本部仕入となっているものは平成 25 年 6 月以降に取引が発生している「もち米 10Kg」「弁当用米 5kg」「小僧米 B 社 4.2kg」のみであった。元物流担当の D2 氏によると、当時は、米については本部仕入としていたとのことである。

また、イナリ皮の発注情報を確認したところ、平成 25 年 8 月と平成 25 年 9 月に行われた取引は、全てセンター出し取引であった。平成 25 年 8 月と平成 25 年 9 月のイナリ皮の発注額は下記のとおりである。

金額等に鑑みれば、正規に発注した発注登録のデータであると見受けられ、架空発注ではないと考えられる。

平成 25 年 8 月 : 発注額の合計は 36 万 8031 円。

全て、1 回あたりの発注額は数百円～数万円であった。

平成 25 年 9 月 : 発注額の合計は 335 万 8074 円。

平成 25 年 9 月 4 日と 13 日には 40 万 2000 円、入荷日が平成 25 年 9 月 9 日、14 日、19 日、及び 21 日には 20 万 1000 円の入荷があったが、小僧寿しの担当者にヒアリングをした結果、正規に発注したものと見受けられた。

また、それ以外については 1 回あたりの発注額は数百円～10 万円程度であった。

以上のとおり、B 社からの仕入取引開始以降現システム正式稼働前まで（平成 24 年 7 月から平成 25 年 9 月まで）の B 社との直送取引において、架空発注と特定された取引はなかった。

### (3) 現システム正式稼働以降（平成 25 年 10 月から平成 27 年 6 月まで）の B 社とのセンター出し取引

現システム正式稼働以降（平成 25 年 10 月から平成 27 年 6 月まで）の B 社とのセンター出し取引における架空発注の有無の確認に当たって行った調査手続及び調査結果は以下のとおりである。

#### ① 調査手続

センター出し取引については、架空発注のリスクが低いと考えられることから、全件調査ではなくサンプリング調査をすることとし、現システムから出力された B 社に対する「支払通知書」から、A 氏が発注を担当していた食材のうち、消費仕入と買取仕入について任意に各 25 件を抽出し、消化仕入については、オンライン上で共有されている G1 の G1 システムのデータと照合し、買取仕入については「発注書」と突合することで、取引の実在性についての確認作業を行った。

#### ② 調査結果

消化仕入については、G1 システムのデータは直近 3 か月分しか閲覧することができないため、調査時点（平成 27 年 10 月）では平成 27 年 6 月以前のデータを確認することができなかった。そのため、代替手続として、現システムが取り込んだ G1 システムの情報である消化仕入日ごとの明細を示した「買掛明細書」をレビューし、日々の消化仕入数量について顕著な変動や不自然な変動がないことを確認した。

買取仕入については、25 件のうち、23 件は「発注書」を確認できた。残りの 2 件は、仕入業者から小僧寿しに名義変更がされた商材であり、「発注書」はなかった。このような場合、小僧寿しでは「名義変更依頼」を作成して G1 に送付し、その控えは保管さ

れるべきだが、保管されていなかった。そのため、現システムにより作成された小僧寿しの在庫管理データの一覧表である「入庫予実一覧」を入手し、「支払通知書」の数量と「入庫予実一覧」の【入庫】欄に入力されている数量が一致していることを確認した。「入庫予実一覧」の【入庫】欄には、G1 で実際に入庫された数量が表示され、小僧寿しからは入力や修正ができない。

以上のとおり、現システム正式稼働以降（平成 25 年 10 月から平成 27 年 6 月まで）の B 社とのセンター出し取引において、架空発注と特定された取引はなかった。

#### (4) 小括

以上のとおり、本件「イナリ皮 30 枚」以外に架空発注と特定された取引はなかった。

### 第 4 今回の事象により発生した損害額に関する会計処理方法の提言

#### 1 架空発注に関する会計処理

##### (1) B 社に対する仕入の取消と未収入金の計上

第 2,3,(5) (19 頁) に記載したとおり、平成 25 年 10 月から平成 27 年 5 月までに架空発注された「イナリ皮 30 枚」については、商材仕入として会計処理が行われていたため、これを取り消し、B 社に仕入代金として支払った金額については、未収入金として計上することが妥当であると考ええる。

##### (2) B 社に対する未収入金の回収可能性の検討

B 社に関し得られた資料を検討した結果、第 4,1,(1) (29 頁) において計上する未収入金は全額回収可能性があると考えられる。

#### 2 マグロスライスに関する会計処理

第 2,4,(3) (23 頁) に記載したとおり、本委員会は、B 社が主張するマグロスライスの在庫に関する 3343 万 8008 円を支払う義務はないものと判断したため、会計処理は何ら要しないと考える。

### 3 過年度決算訂正の内容及び影響額

#### (1) 決算訂正の内容

##### ① 架空発注に関する不適切な会計処理の訂正

第4,1,(1) (29頁)に記載のとおり、平成25年10月から平成27年5月にわたって計上されていた架空の仕入取引を取り消し、当該取引の仕入代金として支払った金額については、未収入金として計上した。

##### ② その他の訂正

平成27年12月期第1四半期及び平成27年12月期第2四半期において、貸倒引当金戻入額を営業外収益に計上していたが、関連する会計基準等に則り、貸倒引当金戻入額の性質を見直した結果、販売費及び一般管理費に計上区分を訂正した。

#### (2) 主要な連結財務諸表項目への影響額

本件架空発注による不適切な会計処理に関連し、過年度決算訂正による純資産への影響額は7629万9000円となった。第4,3,(1) (30頁)の決算訂正による主要な連結財務諸表項目への影響額は別紙のとおりである。

### 第5 今回の事象が発生した小僧寿し内部の要因分析

本委員会では、現時点までに判明した事実に基づいて、本件架空発注が発生した小僧寿し内部の要因について検討し、以下のとおり分析した。なお、本件架空発注が発生した要因については、今後、更に調査を実施し、分析を行う予定である。

#### 1 発注、支払の業務フロー上の問題点

##### (1) 発注における問題点

現システムでは、発注登録権限保有者は、「本部仕入」(直送)を入力して発注登録をすることで、実体のない発注を支払通知書まで反映させることができた(第2,2,(3),エ,① (13頁))。発注の業務フローにおいて、発注前後に上長による承認手続が定められていたものの(第2,2,(3),イ,(7),③ (10頁)、同(イ),③ (11頁))、このような上長承認を経なくても、現システム上は発注登録及び支払通知書への反映が可能であり、上長承認が現システム上、不可欠なプロセスとはなっていなかった。

この点、現システムの小僧寿し内における設定では、発注登録権限保有者が発注登録を行えば、自動的に支払通知書に記載されるという設定を変更することはできず、例えば、上長等の承認がなければ、正式に発注登録できず、支払通知書にも反映されないこととするなど、ダブルチェックをシステム上、不可欠とすることはできない（第2,2,(3),エ,①（13頁））。この現システムの設定の問題は、同システムの導入時、小僧寿し内での要件定義の検討が不十分だったことに起因すると考えられる。

また、現システム導入時に、購買物流部門担当者に広く ID、パスワードと発注登録権限が付与された（第2,2,(3),ア（9頁）及び同イ,(7),④（10頁））。このような発注登録の権限保有者の増加は、発注における不正行為発生リスク増大につながるものであり、小僧寿しでは、発注登録権限を付与する者の選択において慎重なチェックをすべきであったが、そのような手続が採られることはなかった。

## (2) 支払における問題点

小僧寿しでは、仕入先である商材メーカーや商社に対し、毎月の支払額について、一般的な発注書の受領によるチェックではなく、小僧寿しから仕入先に対し、支払通知書の形式で仕入代金を通知し、誤りがないかを確認させるという仕組みを採用していた。また、小僧寿しでは、購買物流部門担当者以外の経理部門等による支払通知書の記載内容の確認は行われていなかった（第2,2,(3),エ,②・③（14頁））。

また、過大な支払を防止する観点からは、このような支払通知書による支払額チェックの仕組み自体にも問題がある。

すなわち、仕入先である商材メーカーや商社に対する仕入代金の支払額の確認について、一般的に、仕入先から仕入元に対し、請求書を発行し、仕入元が請求書を確認した上で、仕入代金を支払うという請求書方式がとられている。これは、代金を請求する仕入先が請求書を発行し、代金を支払う仕入元が請求書の過誤をチェックすることで、支払額の過誤を二重にチェックする仕組みである。請求書方式では、仕入先は、自ら請求金額を記載し、請求書を作成する以上、請求書に正確な金額を記載しなければならないとする誘因が働くことが通常であり、仕入先及び仕入元による二重チェックが機能し、過大な請求が発見されやすいと考えられる。

しかし、小僧寿しの採用する支払通知書の方式では、支払通知書に誤記があっても、小僧寿しが発行する支払通知書の内容を仕入先が信用してそのチェックを怠り、また、支払通知書が仕入先にとって有利なものであった場合には、仕入先がそれに気づきつつコメントをしないことで、過大な支払が看過されるリスクがある。

このようなリスクがあるにも関わらず、小僧寿しでは、現行の支払通知書による支払額チェックの仕組みが続けられていた。

## 2 B社との取引業務における問題点

本来的に、出向者には出向元と出向先との間での利益相反という構造的問題があるにもかかわらず、小僧寿しは、B社からの出向者であるA氏に対し、B社との取引の担当を任せ、B社との交渉、B社への発注、支払通知書の確認等を全て任せていた。

また、A氏に対しても、現システムのIDとパスワードが付与され、発注登録権限も付与されており、担当商材について発注登録を行わせていた(第2,3,(2),イ(16頁))。

そして、小僧寿しにおいては、B社の取引についても、通常の業務フローのとおり発注から支払までの業務が行われており、出向者であるA氏には出向元であるB社の利益になるように業務を遂行するという誘因が働きかねない構造的な問題を孕んでいたにもかかわらず、これに対するチェック体制が構築されることはなかった。

## 3 小僧寿し役職員の購買をめぐる不正行為に対するリスク感覚の不十分さ

小僧寿しの役職員は、支払における問題点(第5,1(30頁))及びB社との取引業務における問題点(第5,2(31頁))を見過ごしてきたが、この背景には、近年の業績悪化に伴い人的資源が不足しつつある状況において(第2,1(6頁))、役職員らの注意は、主に誤発注防止や、在庫の適正数確保といった効率性確保に偏っており、意図的な不正行為に対するリスク感覚が不十分であったことが認められる。

## 4 まとめ

上記のとおり、小僧寿しでは、本件架空発注が発生した当時から、発注から支払に至る業務フローに問題を抱えており、また、B社との取引業務には利益相反の問題があった。また、小僧寿しの役職員は不正行為発生に対するリスク感覚が不十分であった。

本件架空発注は、これらの要因が相重なって生じたものであると認められる。

## 第6 今後について

今後、本委員会では、更に必要な調査を行った上で、「再発防止策の提言」及び「関係者への責任追及、及び処分に関する提言」について検討し、平成27年11月30日を目途に最終の報告書を提出する予定である。

以 上

連結会計年度		主要な連結財務諸表項目への影響額										連結損益計算書				
		連結貸借対照表					連結損益計算書					連結損益計算書				
46期	平成25年12月期 第4四半期	未収入金	総資産	買掛金	その他流動負債	負債計	純資産	売上原価	営業損益	経常損益	当期純損益					
			訂正前	113,009	4,237,642	1,057,843	197,557	3,218,225	1,019,416	7,675,058	△ 614,768	△ 632,225	△ 1,684,151			
	訂正①	1,055	△ 1,055	△ 2,954	190	△ 2,763	3,819	△ 3,819	3,819	3,819	3,819					
	影響額合計	1,055	△ 1,055	△ 2,954	190	△ 2,763	3,819	△ 3,819	3,819	3,819	3,819					
	訂正後	114,064	4,238,697	1,054,889	197,748	3,215,461	1,023,235	7,671,239	△ 610,949	△ 628,406	△ 1,680,332					
	訂正前	58,716	3,259,093	521,436	155,381	2,400,283	858,810	1,671,519	△ 181,789	△ 153,809	△ 156,468					
	訂正①	9,919	9,919	△ 3,376	633	△ 2,743	12,663	△ 8,844	8,844	8,844	8,844					
	影響額合計	9,919	9,919	△ 3,376	633	△ 2,743	12,663	△ 8,844	8,844	8,844	8,844					
	訂正後	68,635	3,269,013	518,059	156,014	2,397,539	871,473	1,662,675	△ 172,945	△ 144,965	△ 147,624					
	訂正前	140,746	4,086,319	529,294	142,868	2,153,366	1,932,952	3,315,043	△ 458,131	△ 472,291	△ 582,360					
	訂正①	20,242	20,242	△ 3,473	1,404	△ 2,068	22,311	△ 18,492	18,492	18,492	18,492					
	影響額合計	20,242	20,242	△ 3,473	1,404	△ 2,068	22,311	△ 18,492	18,492	18,492	18,492					
	訂正後	160,989	4,106,562	525,821	144,273	2,151,298	1,955,263	3,296,551	△ 439,639	△ 453,799	△ 563,868					
	訂正前	142,989	3,679,151	493,905	125,104	1,933,136	1,746,015	4,812,482	△ 558,221	△ 599,555	△ 769,288					
	訂正①	30,662	30,662	△ 3,473	2,176	△ 1,296	31,959	△ 28,140	28,140	28,140	28,140					
	影響額合計	30,662	30,662	△ 3,473	2,176	△ 1,296	31,959	△ 28,140	28,140	28,140	28,140					
	科目振替	-	△ 2,176	-	△ 2,176	△ 2,176	-	-	-	-	-					
	訂正後	173,651	3,707,637	490,431	125,104	1,929,663	1,777,974	4,784,342	△ 530,081	△ 571,415	△ 741,148					
	訂正前	240,520	3,699,026	509,731	190,141	2,769,924	929,102	6,377,688	△ 923,715	△ 996,316	△ 1,584,258					
	訂正①	41,082	41,082	△ 3,473	2,948	△ 524	41,607	△ 37,788	37,788	37,788	37,788					
	影響額合計	41,082	41,082	△ 3,473	2,948	△ 524	41,607	△ 37,788	37,788	37,788	37,788					
	訂正後	281,602	3,740,109	506,258	193,089	2,769,399	970,709	6,339,900	△ 885,927	△ 958,528	△ 1,546,470					
	訂正前	156,980	2,802,576	234,597	157,541	1,964,832	837,744	883,474	△ 63,207	△ 51,547	△ 91,358					
	訂正①	58,448	58,448	△ 8,683	4,620	△ 4,062	62,511	△ 20,904	20,904	20,904	20,904					
	訂正②	-	-	-	-	-	-	-	21,291	-	-					
	影響額合計	58,448	58,448	△ 8,683	4,620	△ 4,062	62,511	△ 20,904	42,195	20,904	20,904					
	訂正後	215,429	2,861,025	225,914	162,162	1,960,770	900,255	862,570	△ 21,011	△ 30,643	△ 70,454					
	訂正前	139,479	2,466,792	161,096	102,816	1,629,424	837,368	1,517,973	△ 40,266	△ 43,932	△ 91,725					
	訂正①	82,761	82,761	738	5,724	6,462	76,299	△ 34,692	34,692	34,692	34,692					
	訂正②	-	-	-	-	-	-	-	21,291	-	-					
	影響額合計	82,761	82,761	738	5,724	6,462	76,299	△ 34,692	55,983	34,692	34,692					
	訂正後	222,241	2,549,554	161,835	108,540	1,635,886	913,667	1,483,281	15,717	△ 9,240	△ 57,033					

(注)訂正①は架空発注に関する不適切な会計処理の訂正、訂正②はその他の訂正である。  
また、平成26年12月期第3四半期の科目振替は消費税等に関する債権債務の相殺である。